

# 令和2年4月23日 部長会議

開催日時	令和2年4月23日(木) 午前9時00分から午前9時20分まで
開催場所	全員協議会室
出席者	市長、副市長、教育長、総合政策部長、総合政策部理事(公社担当)兼危機管理監、総合政策部理事(草津市未来研究所・経営戦略担当)、総務部長(兼法令遵守監)、まちづくり協働部長、環境経済部長、健康福祉部長、子ども未来部副部長(子ども未来部長代理)、都市計画部長、技監、建設部長、上下水道部長、教育部長、教育部理事(学校教育担当)、議会事務局長
欠席者	なし
議事概要	下記のとおり

## 1. 市長訓示

- ・新型コロナウイルス感染症対策について、この会議後に、本部会議の開催を予定している。
- ・昨日、4月20日に緊急経済対策が閣議決定されたことに伴い、特別定額給付金業務執行のため、特別定額給付金推進室を設置した。それぞれの部署についても、昨日から原則2班体制での勤務をお願いしているが、仕事の優先順位をつけていただき、先に延ばせるものは延ばしていただくなど、業務全体の調整をいただき、感染防止対策をお願いしたい。
- ・職員は、現在、感染防止に努めていただいているが、さらなる徹底を改めてお願いする。発熱や、体に異常がある場合は、その旨届け出ていただき、必ず休むようお願いする。また、3密(密閉、密集、密接)を避けていただき、勤務中や昼の食事の時間、私生活においても避けていただくようお願いする。
- ・市役所の職員に感染者が出ないように、防止していかなければならないと考えている。市内で、クラスターが新たに発生したことも踏まえ、感染者の関係者がいらっしやれば休んでいただきたい。この件について、副市長から説明していただく。

### [副市長より]

- ・県内の新型コロナウイルス感染症の発生状況をみると、クラスターが3つ発生しており、その家族等への感染が止まらないという状況である。昨日、市内でも、一家6人の感染がおこっている。保健所から、濃厚接触者の認定がされて初めてPCR検査が可能となるが、濃厚接触者の認定がなかなかされないという実態がある。ご家族等の中で、勤めている職場や接触されたところにおいて、感染者が発生した場合は、自主的に事情を所属長に連絡いただき、念のために自宅待機を実施することで、市役所内におけるクラスターの発生を防止したいと考えている。所属内での職員(正規職員のみならず、会計年度任用職員、派遣職員等すべての職員)に対して、周知の徹底をお願いしたい。

## 2. 審議事項

### (1)草津市勤労者福祉基本方針の改訂について(パブリックコメント結果)

【資料:審1-1~4】

#### 【環境経済部長から資料に基づき説明】

- ・「草津市勤労者福祉基本方針」にかかるパブリックコメントの結果を報告するとともに、その結果を反映した基本方針の改定案についてご審議をいただくものである。方針の改訂については、令和元年度から

策定委員会を設定し、庁内各課の照会を実施したうえで、3回の審議を経て決定した。その後、庁議に諮り、3月9日から4月8日までパブリックコメント実施したものである。

- ・【審議1-1】周知方法については、通常の広報媒体に加えて、商工会議所等の商工団体や勤労者福祉団体等についても資料を配布して周知した。意見の数は6人で7件あり、1件の意見を反映させていただいた。具体的な意見としては2件いただき、残りの5件については、特に意見なしという意見であった。
- ・意見の一つ目として、生涯学習活動の推進の取組として、改訂前には、「地域における生涯学習の場として、公民館や図書館等の社会教育施設の整備を図ります」とあったが、今回の改訂において削除されている点についてご指摘があった。今回の改訂については、施設の整備や機能の充実には言及せずに、勤労者が生きがいのある生活を送るために学び続けることが大切であるとの考えから、改訂版6ページの記載のとおり、「生涯学習活動の推進としての学習機会の充実」に含有している旨回答させていただいた。二つ目として、副業・兼業の推進については、オーバーワークにならないように周知があった方がよいとの意見があったが、これについては、長時間労働につながる懸念もあることから、「勤労者自身の労働時間・健康管理等に留意しながら」という文言を追記する旨回答をさせていただいた。

#### 【主な質疑・意見】

意見なし

#### 【結論】

審議了とする。

### 3. 重要報告

#### (1) 草津市在宅医療・介護連携推進拠点の開設および草津市在宅医療・介護の連携推進における相互協力に関する協定の締結について

【資料：報1-1~4】

##### 【健康福祉部長から資料に基づき説明】

- ・【報1-1】団塊の世代が75歳以上となる2025年頃には、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者（在宅療養者）が急増することが見込まれ、地域の医療と介護の関係団体が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供できるよう体制整備に向けた取組が求められている。このことから、住み慣れた地域で高齢者が元気に生活し、人生の最期まで自分らしく暮らすことができる、在宅療養生活者の支援体制や在宅医療と介護の連携体制の構築が必要となっている。その中で、平成26年の介護保険法の一部改正により、市町村が実施主体となる地域支援事業に、在宅医療・介護連携推進事業が位置付けられたことから、平成30年4月には全ての市町村が記載の8つの事業に取組むこととされた。本市では、長寿いきがい課にコーディネーターを配置し、これらの取組を進めてきたが、この取組をさらに進めるための拠点整備について、これまでに医師会をはじめとした医療関係者や、介護等の関係者との協議を重ねてきた。その結果、今回、市内で唯一の在宅療養後方支援病院である草津総合病院内に、在宅医療・介護の連携を担うための拠点を開設することとなった。運営については、市、一般社団法人草津栗東医師会および草津総合病院をもつ社会医療法人誠光会が、在宅医療・介護の連携推進における相互協力に関する協定を締結し、在宅医療と介護を一体的に提供できる体制を構築していきたいと考えている。
- ・今後のスケジュールについては、現在、医師会および草津総合病院への業務委託の手続きを進めている。その後、3者で協定を締結し、5月11日に運営を開始したいと考えている。なお、締結式にかかるセレ

モニターを実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の関係で中止し、締結は持ち回りによって実施する予定である。

- ・【報1-2】については、今回の仕組みのイメージ図である。
- ・【報1-3】については、協定書(案)である。有効期限は、令和3年3月31日までであり、申出がない限り自動更新という仕組みとなっている。
- ・【報1-4】事業のスケジュール(案)となっている。新型コロナウイルス感染症の関係で、若干変更や中止の可能性はある。
- ・【当日配布資料】議会へ報告する資料であり、電話番号については、近々決定する予定である。次ページは拠点の位置図である。草津総合病院のC棟の2階に設置する予定である。

#### 【主な質疑・意見】

- ・【報1-3】協定書(案)においては、草津栗東医師会と誠光会という文言で記載されているが、【報1-2】のイメージ図(裏面)においては、医師会・草津総合病院と簡略化されている。書き方を統一されたほうが良いのではないか。
- ・議会に出されるのかは分からないが、同資料の裏面枠内に、「バックアップ」、「後ろ盾」、「公的機関」との記載があり、表現に違和感がある。表現方法を検討いただきたい。  
→議会には出さない。表現内容については修正を検討する。
- ・草津栗東医師会は草津と栗東両方をカバーしている中で、今回、草津市としてはこのスタイルということであるが、栗東市はどうするのか。  
→草津市、栗東市、医師会で一緒にどこかに拠点を作れないかという話を進めてきたが、調整が難しかった。栗東市は済生会病院と調整が進められているとのことである。  
→医師会は2市両方を対応するのか。  
→草津市としては、医師会とこの体制で実施していくということである。

## 4. その他

#### 【環境経済部長より】

- ・本日、草津市テイクアウト・宅配マップを配布させていただいた。4月22日から、駅前中心に27店舗のテイクアウト宅配が始まっている。草津青年会議所が中心となって、草津市観光物産協会も協力させていただき作成したものである。裏面に、ウェブサイトの QR コードを記載している。今後、店舗が追加された場合、QRコードを読み取っていただくと連絡先を知ることができる。新型コロナウイルスの感染拡大により、飲食店の売上等が大きく落ち込んでいる状況も踏まえ、公私ともにご活用いただければと思う。

#### このページのお問い合わせ

概要作成担当	草津市 総合政策部 企画調整課 企画調整係
電話	077-561-2320
ファックス	077-561-2489
メール	kikaku@city.kusatsu.lg.jp